



やくも交通 だより No. 10



生活道路における自動車の 法定速度が引き下げられます

令和8年9月1日から

生活道路における法定速度が

60km/h → 30km/h

に引き下げになる

生活道路とは…

主に地域住民の日常生活に利用される、
中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路のこと

例:



次の道路の自動車の法定速度は引き続き60km/h

- ① 道路標識又は道路標示による**中央線**又は
車両通行帯が設けられている一般道路
- ② 道路の**構造上**又は**柵**その他の**工作物**により
自動車の通行が**往復の方向別に分離**されている一般道路
- ③ 高速自動車国道のうち、**本線車道並びに**
これに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ④ 自動車専用道路

*** 道路標識等による指定がある場合は、
その速度に従ってください**



問い合わせ先

■ 警察庁HP

▼ 生活道路における法定速度の
引下げについて
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>

